

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
56	プレミアム付商品券関連地方税事務【令和2年3月31日終了】基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、プレミアム付商品券関連地方税事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

### 特記事項

プレミアム付商品券関連地方税事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

大阪府堺市長

## 公表日

令和4年10月21日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	プレミアム付商品券関連地方税事務
②事務の概要	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）以下、「番号法」という。）別表第一の16項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、地方税の課税標準の更正もしくは決定、税額の更正もしくは決定、納税の告知その他の地方税の賦課徴収に関する事務はこれにあたと示されている。</p> <p>・令和元年度に実施するプレミアム付商品券事業において商品券引換券の交付申請を勧奨するため、扶養外住民税非課税者を特定する必要がある。通常の地方税事務では確認できない扶養関係が不明な住民税非課税者が存在するため、これらの人を対象にして、個人住民税の住民税申告書等の特定個人情報に掲載された課税資料を参照し、扶養外住民税非課税者を特定し、非課税確認通知書を送付し、交付申請を勧奨する。</p>
③システムの名称	税総合電算システム
2. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 番号法 ・第9条(利用範囲)第1項 別表第一の16の項</p> <p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令（※）で定めるもの ※番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年5月31日法律第28号）により地方税法、国税通則法、所得税法等の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施しない ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	

①部署	堺市プレミアム付商品券事業実施本部事務局
②所属長の役職名	堺市産業振興局商工労働部参事(堺市プレミアム付商品券事業実施本部事務局次長)
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	堺市 市長公室 広報部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 電話番号:072-228-7439
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	堺市プレミアム付商品券事業実施本部事務局 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 電話番号:072-228-0289

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年5月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年5月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ○ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

